

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1工 事 名坪穴大沢地区復旧治山工事
- 2工 事 場 所新潟県胎内市坪穴字坪穴山国有林5り2林小班ほか
- 3工 期契約締結日の翌日から
令和8年7月31日まで
- 4請負代金額円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円)
- 5契約保証金額円
- 6調 停 人
- 7前 金 払請負代金額の10分の4以内
- 8あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔新潟県〕建設工事紛争審査会
- 9選 択 条 項別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	[] 主任技術者		第10条第1項第2号
	[] 監理技術者		
×	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払		第35条第1項
	中間前金払		第35条第5項
	部分払	回以内	第38条
	部分払の対象となる工場製品		第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

- 10建設発生土の搬出先等
建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。

- 11解体工事に要する費用等別紙2のとおり
(注)工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。
- 12住宅建設瑕疵担保責任保険
(1)保険法人の名称:
(2)保険金額:
(3)保険期間:
(注)特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕負担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所)新潟県新発田市大手町4丁目4―15
分任支出負担行為担当官
(氏名)下越森林管理署長 山本 満久 印

受注者 (住所)
(氏名) 印

1 分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

(注) 建設現場において再資源化する場合には、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。